



事 務 連 絡  
平成 21 年 3 月 10 日

社団法人 全国老人保健施設協会 御中

厚生労働省老健局 計 画 課  
振 興 課  
老人保健課

株式会社ケーブ製「エアマスターネクサス」等に係る重大製品事故  
の公表を及び製品回収（改修）等について（注意喚起）

今般、標記について別紙のとおり各都道府県宛事務連絡を送付いたしました  
のでお知らせします。貴団体におかれては別紙の内容につき御理解・御協力い  
ただくとともに、貴下会員に周知・徹底いただきますよう、よろしくお願いい  
たします。



事務連絡  
平成21年3月10日

各都道府県介護保険担当課（室）御中

厚生労働省老健局 計画課  
振興課  
老人保健課

株式会社ケーブ製「エアマスターネクサス」等に係る重大製品事故  
の公表及び製品回収（改修）等について（注意喚起）

平素より、介護保険行政の推進に、格段の御高配を賜り厚く御礼を申し上げます。  
福祉用具の利用に際して起こった重大製品事故については、繰り返し御連絡しているところですが、今般、標記について経済産業省が別添1及び3のとおり公表を行いました。

また、別添1にあるように、株式会社ケーブにおいても同社製造の「エアマスターネクサスマット」に強度にばらつきがあるため、別添2のとおり製品の回収等を実施する旨の公表を行いました。

福祉用具の使用に際しては、利用者の心身の状況や生活環境等に応じた選定がなされた上で、利用者が適切に使用するよう、継続的な使用状況の確認等、安全性を確保する措置を講じていくことが重要です。

福祉用具は、介護保険給付の対象種目としての使用、介護保険施設等の設備、備品としての使用等、様々な使用状況が想定されますが、いずれの状況においてもこれらの福祉用具が適切に使用され事故等の発生が防止され、また、製品の回収等が積極的に行われますよう御理解・御協力いただくとともに、貴都道府県関連部局内、貴管内市町村、関係団体、事業者及び利用者等に幅広く情報提供いただくようお願いいたします。

なお、上記と併せ、経済産業省より別添4のとおり平成19年以降同省が公表した製品事故のうち福祉用具に係るもの及び別添5のとおり介護ベッド等に係るJISの改正について情報提供がありましたので、こちらについても御了知いただくとともに、幅広く情報提供いただくようお願いいたします。